

立教大学校友会個人情報保護規程細則

施行 2004 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は、立教大学校友会個人情報保護規程(以下「規程」という)の施行に必要な事項について定める。

(定義)

第 2 条

1 本細則において「会員」とは、立教大学校友会会則に定めた校友会員をいう。

2 本細則において「部外者」とは、前項における「会員」以外の者をいう。

(個人情報の情報主体以外への提供基準)

第 3 条

1 規程第 5 条第 2 項第 4 号に規定する情報主体以外への提供基準のうち、会員に対するものは次のとおりとする。

(1) 規定第 2 条第 2 項における個人情報管理者が正当であると認めた場合

(2) その他情報委員会が正当であると認めた場合

2 規程第 5 条第 2 項第 4 号に規定する情報主体以外への提供基準のうち、部外者に対するものは次のとおりとする。

(3) 規程第 2 条第 2 項における個人情報管理が正当であると認め、かつ個人情報の保護が十分保障できる場合

(4) その他個人情報管理者および情報委員会が正当であると認めた場合

(部外者による個人情報の情報主体以外へ提供依頼手続)

第 4 条

1 規程第 5 条第 2 項に規定する個人情報の提供依頼のうち、部外者による場合には依頼者本人であることを明らかにして、つぎに掲げる事項を記載した文書を提出することにより行う。

(1) 提供依頼を行う者の住所および氏名

(2) 提供依頼する個人情報の名称および記録項目

- (3) 該当個人情報の利用目的または提供依頼の理由
- (4) その他個人情報管理者および情報委員会が必要と認めた事項

(契約書等の約定内容)

第 5 条

1 規程第 7 条における個人情報の保護に必要な事項についての約定には、次の項目を契約書等内に記載するものとする。

- (1) 個人情報の機密保持に関する事項
- (2) 個人情報の目的外利用および第三者への提供の禁止に関する事項
- (3) 再委託の禁止に関する事項
- (4) 個人情報の複写および複製の禁止に関する事項
- (5) 提供資料の返還義務に関する事項
- (6) 事故発生時における報告義務に関する事項
- (7) 前各号に掲げる事項に違反または怠った場合の損害賠償義務に関する事項
- (8) 前各号に掲げる事項の他、個人情報管理者が個人情報の保護に必要なと判断した事項

(開示請求手続)

第 6 条

1 規程第 9 条に規定する開示請求は、請求者本人であることを明らかにして、つぎに掲げる事項を記載した文書を提出することにより行う。

- (1) 開示請求を行う者の所属および氏名
- (2) 請求する個人情報の名称および記録項目
- (3) 請求の理由
- (4) その他情報委員会が必要と認めた事項

(開示の範囲)

第 7 条

1 規程第 9 条において開示する個人情報は、一部が開示を棄却され、当該情報の一部に限定されることもあり得る。

(開示の方法)

第 8 条

1 規程第 9 条に規定する開示は、当該個人情報の写しの交付によって行う。

2 前項の写しの交付が困難な場合には、個人情報管理者が適切と判断した他の方法によって行うことができる。

(開示請求の棄却)

第 9 条

1 規程第 9 条第 3 項ただし書きに定める開示しないことに正当な理由があると認められる個人情報には次のものが含まれる。

(1) その開示によって他者のプライバシーが侵害されると個人情報管理者が認めた事項

(2) 別の手段による開示が可能な個人情報

2 規程第 9 条第 3 項ただし書きにより個人情報の全部または一部を開示しない場合には、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

(訂正請求手続)

第 10 条

1 規程第 10 条に規定する訂正請求は、請求者本人であることを明らかにして、つぎに掲げる事項を記載した文書を提出または申し出ることにより行う。

(1) 訂正請求を行う者の所属および氏名

(2) 訂正する個人情報の名称および記録項目

(3) 訂正内容

(4) 訂正の理由

(5) その他情報委員会が必要と認めた事項

(訂正の範囲)

第 11 条

1 規程第 10 条に規定する個人情報の訂正には、当該個人情報の削除も含む。

(訂正請求の棄却)

第 12 条

1 規定第 10 条 3 項の規程に関わらず、当該個人情報管理者が訂正または削除に応じられない場合には、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

(不服申立て手続)

第13条

1 規程第11条に規定する不服申立ては、申立て本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した文書を提出することにより行う。

- (1) 不服申立てを行う者の所属および氏名
- (2) 不服申立て事項
- (3) 不服申立て理由
- (4) その他情報委員会が必要と認めた事項

(調査小委員会)

第14条

1 規程第11条第3項に規定する調査小委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 情報委員長
 - (2) その他情報委員会が必要と認めた者
- 2 委員長は本条第1項第1号の委員とする。
 - 3 委員長は、小委員会を招集し、その議事を整理する。
 - 4 当該不服申立て事項の関係者は、本条第1項の委員となることのできない。

(調査小委員会の運営)

第15条

1 前条に規定する小委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 小委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 前各項に定めるほか、小委員会の運営に関する事項は、小委員会においてその都度定めることができる。

(調査小委員会の事務)

第16条

1 規程第11条第3項に規定する小委員会の事務は校友会事務局が行う。

(第三者による不服申立て)

第17条

- 1 規程第11条に規定される不服申立ては当該情報主体だけでなく、第三者も行うことができる。
- 2 前項に規定する第三者は本細則第2条第1項に規定する会員に限る。
- 3 本条による不服申立ての手続については、規程第11条および本細則第13条から第16条を準用する。

(個人情報 の 適正管理に関する指針)

第18条

- 1 規程第12条に規定されている個人情報 の 適正管理に関する指針は規程第6条に定めるもののほか、次の項目とする。
 - (1) 個人情報管理者は個人情報を収集し、保管し、または利用するにあたって、情報主体の基本的な人権を尊重し、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 個人情報管理者は個人情報の正確性を維持するように適正な措置を講じなければならない。
 - (3) 個人情報管理者は不要となった個人情報をすみやかに廃棄または消去するように適正な措置を講じなければならない。
 - (4) 個人情報管理者は個人情報の収集または利用の目的を超えるデータ処理をしてはならない。

(細則の改廃)

第19条

この細則の改廃は、情報委員会の議を経て、情報委員長が行なう。

附 則

この細則は、2004年4月1日から施行する。